

# ★去る2月27日に2026年春闘要求を提出、回答指定日は3月11日★ 過去4年間に減額した分をベースアップで補填すべきです!!

私立医大の中で最低水準とも言われる賃金・一時金の改善は必至です!  
そのことの改善なしには離職の防止や必要人員の確保は望めません!



## 組合だより

2026/3/4

東京女子医大  
労働組合

自らの要求実現と医療改善のために  
貴方も労働組合へ加入しましょう!

みなさんの  
加入を  
まっています。



貴方の加入  
が労働組合  
の力を強めて、賃金・労働  
条件の改善につなが  
ります!



労働組合は、去る2月27日に今期の春闘要求を大学理事会に提出し、回答指定日を3月11日に指定して26年春闘をスタートしました。私たちが労働組合は、東京女子医大が将来も発展していくための保障は、大学病院としての社会的な役割を果たし、患者・国民に信頼される医療・看護を築くことだと考えています。しかしながら、旧理事会のここ10年近くに及び「人件費の大幅削減を始めとする『教職員に犠牲を強いる経営姿勢』の継続」によって、現在の女子医大の状況はこうした方向からは大きくかけ離れ、かろうじて大学病院としての位置を保っていると言っても過言ではありません。

改めて述べるまでもなく、女子医大の教職員の賃金・一時金や労働条件は、全国の私立医科大学の中でも極めて低い水準と言われており、こうした現状を早急に改善することは不可欠の課題であり、そのことが本当に必要な人員の確保や優秀な人材の育成、ひいては女子医大の今後の発展につながっていくのではないのでしょうか。したがって、現理事会がこうした点を真摯に受け止め、何よりも過去20年以上に亘って労使間で協定してきた『都内旧設7医科大学の平均賃金水準への到達を目標に、格差是正については前向きに努力する』という基本姿勢に立ち返ることが強く求められています。

**春闘要求（主なものを抜粋）**

【賃金・手当・夏期一時金の要求】

- 誰でも初任給 30万円以上
- 35才 41万円以上
- 50才 49万円以上
- 看護師 21才 36万円以上
- 35才 44万円以上
- 50才 51万円以上

●その他の職種も右に準じて引き上げる

●手当関連の全般的な引き上げ

●定期昇給制度の復活、1号給昇格の保障

●夏期一時金は3ヶ月十一律10万円に少なくとも年間5カ月は確保する

【労働条件改善の要求】

- 全職場の欠員補充と増員
- 病棟看護師の長時間夜勤の解消、夜勤回数軽減、夜勤協定の締結
- 労働時間適正管理のためのガイドラインの順守、サービスクラスの撤廃等
- 厚労省6局長通達の職場での運用
- 臨時・嘱託職員の労働条件の引き上げ
- 年休の計画的取得による完全保障
- 完全週休二日制の実施
- 職場の労働基準法違反の一掃
- メンタルケア充実、ハラスメント根絶、カスハラに対する教職員の安全確保
- 法人の評議員に教職員投票で選ばれた者、または労働者代表を加える

## ♥あなたも労働組合に加入しましょう♥

- 第一支部(新宿本院)【内線】38811 【直通】3357-3785  
※連絡が取れない時は、第一支部の組合メール(joshiidairouso@yahoo.co.jp)を活用して下さい
- 第二支部(足立医療)【内線】24512 (昼休み時間連絡可能) 【ホームページ】女子医大労組で検索